意見書（案）第13号

能動的サイバー防御法案の廃案を求める意見書

上記の意見書（案）を別紙のとおり提出する。

令和７年３月27日

三鷹市議会議長　伊　藤　俊　明　様

提出者　三鷹市議会議員　野　村　羊　子
賛成者　　〃　　前　田　ま　い

能動的サイバー防御法案の廃案を求める意見書

本年２月７日、政府は、サイバー対処能力強化法案及び同整備法案を閣議決定し、３月18日に衆議院で審議入りした。会期内の成立を目指すとのことである。

本法案は、2022年末に閣議決定された国家安全保障戦略にサイバー安全保障分野での対応能力を向上させるとの目標を掲げたことを受け、１、官民連携の強化、２、通信情報の利用、３、侵入、無害化措置の実施を軸に組み立てられている。

近年のサイバー領域における犯罪と安全保障領域での問題の増加、悪質化に対して、確かに何らかの措置が必要である。しかし、本法案には、個人の人権を侵害し、また安全保障環境をさらに不安定にする懸念が多く存在する。

まず、官民連携の名目で、民間事業者がサイバー攻撃を受けた際の報告義務（罰則あり）が明記されたが、先に成立、施行されている経済安全保障推進法との連動は確実であり、報告を超えてサイバー空間でのやり取りの情報提供が強制されるおそれがある。大川原化工機冤罪事件の負の教訓を無駄にするべきではない。

また、通信情報の活用では、必要であれば当事者の同意、令状なしで常時通信記録を監視、解析するとしている。これは、日本国憲法第21条が保障している通信の秘密に明らかに抵触する。有識者会議では、サイバー攻撃を防ぐという公共の福祉のためには、通信の秘密であっても必要かつ合理的な制限を受けるとしているが、公共の福祉の濫用である。個人の権利をないがしろにするサイバー防御が公共の福祉であるという解釈は、意図的な拡大解釈であり、認めることはできない。第２次安倍政権以来、一貫して強化されている監視社会化が、さらに推し進められるのである。

そして、侵入、無害化措置は、攻撃元への侵入と事実上の攻撃であり、場合によっては他国の主権を侵害することとなる。まさしくサイバー領域を戦場とし、いたずらに国際的緊張をあおることにもなりかねない。その上、対象のいかんにかかわらず、可能な限り未然に、つまり事案の発生前から継続的な監視をすることが前提となっており、その役割を警察と自衛隊に割り当てる。独立機関であるサイバー通信情報管理委員会を新設し、事前審査、承認を必要とすると規定するが、緊急性を理由に事後通知する事例の多発が予想され、独立機関の形骸化が懸念される。

サイバー攻撃に対しては、サイバー管理者に即時機能停止（テイクダウン）を依頼することや、攻撃者を公表し国際的に非難するなど、これまで不十分だった防御態勢を進展、充足させることこそが重要であり、一足飛びに先制攻撃を可能とする本法案は危険極まりない。

よって、本市議会は、国会及び政府に対し、個人の人権を侵害し、また安全保障環境をさらに不安定にする本法案の廃案を強く求めるものである。

上記、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和７年３月27日

三鷹市議会議長　伊　藤　俊　明